

鎌倉市告示第5号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法第243条の2に規定する指定公金事務取扱者について、次の者を指定公金事務取扱者に指定したので、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき、告示します。

令和7年(2025年)4月14日

鎌倉市長 松尾 崇



- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所
福岡県久留米市藤光町934-1
株式会社サンカクキカク
- 2 指定公金事務の対象とする歳入科目
ふるさと寄附金
- 3 指定をした日
令和7年(2025年)4月7日